

こ保運第 2551 号

平成 30 年 2 月 28 日

各 教育・保育施設等 設置者 様

こども青少年局保育・教育運営課長

### 要援護者施設における避難確保計画の作成について（ご依頼）

早春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、横浜市防災計画「風水害等対策編」において、「水防法」又は「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」どちらかに所在する要援護者施設について、その名称及び所在地を市防災計画に定めることとしており、本年度の実態調査の結果、貴施設は対象の施設に該当しております。

また、平成 29 年 6 月に一部改正された「水防法」及び「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、これらの施設の所有者又は管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに、洪水時、土砂災害発生時を想定した訓練を実施すること義務付けられたことから、避難確保計画の作成とその計画に基づく訓練の実施をお願いいたします。

なお、避難確保計画を作成した際には、横浜市長への報告（提出）が必要となりますので、以下、依頼内容のとおり、計画作成等ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 1 依頼内容

- (1) 避難確保計画の作成、提出（提出先：各区総務課）
- (2) 施設掲示用避難確保計画概要版の作成、提出（提出先：こども青少年局保育・教育運営課 運営指導係）
- (3) 避難確保計画に基づく訓練の実施

裏面あり

## 2 提出期限

平成 30 年 3 月 30 日（金）

- ・避難確保計画（ひな形）

※ 以下 URL より「横浜市要援護者施設の避難確保計画作成マニュアル」をご覧ください  
ただけますので、ご参照下さい。

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/yokohama-shinsui/chika-manual/>】

- ・施設掲示用避難確保計画概要版（ひな形）

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/oshirase/20171110105202.html>】

**【計画の提出先について】**

こども青少年局 保育・教育運営課  
運営指導係

電話 045-671-3564

FAX 045-664-5479

**【計画の内容について】**

総務局危機対処計画課

電話：045-671-4096

FAX：045-641-1677